平成29年労第204号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日から、A所在の会社B(以下「会社」という。)に おいて、金属加工業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月頃に担当業務が新機種のレーザー切断機担当(以下「切断機担当業務」という。)に変更され、加工後の鋼材を床から拾い集め回収する作業を頻繁に行ったため、両膝に痛み・腫れ・水腫・変形を発症したという。 請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「両変形性膝関節症」(以下「本件傷病」という。)と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長が、これを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人に発症した傷病名について、平成〇年〇月〇日に診察したD医師は「右変形性膝関節症、左膝ベイカー嚢腫」と、同年〇月〇日に診察したE医師は「左変形性膝関節症」と、膝の手術を行ったC病院のF医師は、「両変形性膝関節症」と述べている。

また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日 MRIにおいて既に右変形性膝関節症になっており、同様に左膝関節においても変形性関節症を併発していると考える(の)が妥当」と述べている。

当審査会としても、各医師の意見は、請求人の症状経過及び医学的知見等に照らし妥当なものと評価し、請求人に発症した傷病は本件傷病であると判断する。

(2) 請求人は重激な肉体労働が本件傷病の発症あるいは劇的な悪化を引き起こしたことは明白であると主張しているので、以下検討する。

労働基準法施行規則第35条において業務上の疾病として定められた重激な業務による関節の疾患については、「重量物を間断なく扱う港湾荷役作業等の重筋作業に係る業務又はこれに匹敵する程度の身体局所に過度の負担が急激にあるいは持続的に加わる業務」に従事していた場合に、業務上の事由により発症したと推定されるものとされている。

請求人が「一番膝に負担がかかったと思う作業」という切断後の鉄板を集める作業は、「小さいものから大きいものがあり」とされ、まとめると鉄板の重さは約20kgになると請求人は主張しているが、従事時間は朝の回収作業に2時間、日中の回収作業に1時間の合計3時間程度と推認され、また、重さ約20kgは複数の鉄板を集めた重さであることから、当該作業は「重量物を間断なく取扱う重筋作業」であるとまではいい難いものと判断する。

- (3)本件傷病は、加齢に伴う関節軟骨の変性を基盤に男性では通常50歳以降に発生し、肥満や関節のアライメント異常により増悪するとされているところ、 C病院診療録によれば、請求人は同病院受診時○歳であり、身長○cm、体重○ kgであるから体格指数は○kg/㎡となり肥満が認められ、また、明らかな内反 膝があると記載されている。請求人がこれら本件傷病の危険因子を複数保有していたことを考慮すると、G医師が述べているように、平成○年においてMR Iにて認められた右変形性膝関節症だけでなく、既に左変形性膝関節症にもり 患していた可能性が高く、請求人の既存傷病がこの時期に自然経過により痛みを発生させ、療養に及んだとみることに矛盾はないと考える。
- (4)以上から、請求人に発症した本件傷病と業務との間に相当因果関係は認められず、業務上の事由によるものであるとは認められない。
- (5) なお、請求人のそのほかの主張についても改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。